

関西支部内規

会員の弔慰に関する内規

2005年7月22日運営委員会承認

1. この内規は、船舶海洋工学会関西支部に所属する会員の死亡時における弔慰に関する事項を定めたものである。
2. 会員が死亡した時は、死亡当時の会員区分または旧関西造船協会における会員区分に従って、別表により支部長名の弔詞又は弔電を送る。（会誌掲載の要領については本部内規によるものとする）

別 表

旧関西造船協会会員区分	関西支部会員区分	弔詞又は弔電
名誉会員	支部長，元支部長	弔 詞
功労会員 理事，監事 その他 ^{*1)}	副支部長，元副支部長 運営委員，監事，商議員 元運営委員，元監事 その他 ^{*1)}	弔 電

*1)：支部長が必要と認めた場合は、弔電により弔意を表す。

日本船舶海洋工学会関西支部支部長賞 内規

2008年7月15日運営委員会承認

1. 授賞の目的
支部長賞は、船舶及び海洋工学、その他海事一般への継続的な貢献が期待される支部会員を奨励するための賞である。
2. 授賞の対象
(1)支部会員より自薦または他薦された技術者、教員、学生とする。但し、審査の対象が公表された時点において支部会員であること。
(2)支部会員より自薦または他薦された団体とする。
3. 審査の対象
(1) 支部長賞
論説・記事
若手研究者（企業を含む技術者及び教員）および学生の海外での論文発表（但し、本部の学術表彰候補に該当する成果については対象外とし、且つ他薦に限る。）
調査
職場の環境改善・安全対策
授賞審査委員会が設定した対象（尚、前年度授賞審査委員会が対象を決定する。）
公表時期が支部通常総会の前年3月から同年2月末までの成果を審査対象とし、申請時期は同年2月から3月末までを基本とする。
(2) 支部長賞(奨励)
支部講演会で発表された学生ポスター

4. 支部長賞の選考

(1) 支部長賞

- ・授賞審査委員会の設置
運営委員会に授賞審査委員会を設ける。
- ・委員の人数
委員長を含め7名程度とする。
- ・委員の任期
2月運営委員会において承認し、翌年1月末までを基本とする。
- ・委員の公表
委員名は、支部ウェブサイトに掲載し公表する。
- ・審査結果の報告
授賞審査委員長は、授賞候補を選定し運営委員会に報告する。
- ・受賞者の決定
運営委員会において授賞審査委員会の報告に基づき決定する。
- ・授賞件数
年3件程度とする。

(2) 支部長賞(奨励)

支部講演会ポスターセッションに関する内規に従う。

5. 授賞の時期

(1) 支部長賞

毎年の支部通常総会を基本とする。

(2) 支部長賞(奨励)

支部長賞(奨励)は支部講演会の交流会の場で授与する。

6. 賞品

(1) 支部長賞

賞状及び副賞(5万円/件)を授与する。

(2) 支部長賞(奨励)

賞状及び副賞(最優秀2万円/件、優秀1万円/件)とする。

研究会設置または支援に関する内規

2005年7月22日運営委員会承認

1. 内規の目的

関西支部細則第13条の運用を明確にするため本内規を定める。

2. 研究会の区別

細則第13条により、研究会には設置するものと支援するものがあるが、区別は次の通りとする。(以下、設置研究会、支援研究会と称す。)

設置研究会：研究会目的、構成、運営方法等を関西支部が主体的に策定する団体、または関西支部がこれらを承認する団体。

いずれも関西支部に帰属させる。

支援研究会：関西支部がその活動に賛同し、支援を承認する任意の団体。

関西支部とは独立とする。

3. 研究会の設置または支援申請

1) 研究会の設置期間は1年間とする。

2) 研究会の設置申請は次のいずれかの方法により行う。

(1) 研究運営委員が企画を取りまとめ関西支部に申請する。

(2) 研究会代表者が研究運営委員を通じて関西支部に申請する。

3) 研究会の支援申請は次の方法により行う。

研究会代表者が研究運営委員を通じて関西支部に申請する。

4) 研究会設置または支援申請するにあたっては、研究会代表者は下記を含んだ計画書を研究運営委員に提出しなければならない。

- ・研究会の名称

- ・研究会の目的
- ・研究会代表者名
- ・研究会会員名簿
- ・研究内容
- ・研究予算規模および/または補助金希望額
- ・運営規約（会への加入要領を含む）

5) 研究運営委員は必要に応じ研究会代表者より説明を受け、研究会の関西支部への帰属または支援が必要であると判断した場合、上記計画書をもとに関西支部への申請書を作成し支部長に提出しなければならない。

4. 研究会設置または支援の通知

運営委員会の議を経て、支部長の承認により設置または支援することが決定された時、研究運営委員はその旨を研究会代表者に通知するとともに、「学会誌」等を通じて関西支部会員に周知する。また、支部長による研究会の会員の委嘱が必要な場合には、委嘱状を出すことができる。

5. 研究補助

- 1) 設置または支援の決定した研究会は関西支部の補助金を受けることができる。
- 2) 補助金を受けようとする場合、研究会の代表者は明細を含んだ補助金申請書を所定の時期までに研究運営委員に提出しなければならない。
- 3) 研究運営委員は、必要に応じ研究会代表者および会計運営委員と相談し、補助金を調整、関西支部に申請する。
- 4) 研究会代表者は年度末に補助金決算報告書を研究運営委員を通じて会計運営委員に提出しなければならない。

6. 研究活動

- 1) 研究会の研究活動については、関西支部はその研究会の自主性を尊重する。
- 2) 設置研究会の活動にあたっては、研究会が関西支部に帰属するものであることを明らかにしなければならない。
- 3) 支援研究会の活動は関西支部とは独立とする。関西支部の名を使用する場合は研究運営委員を通じて運営委員会に申請しなければならない。

7. 研究報告

- 1) 細則第13条により、研究会は研究運営委員を通じて、関西支部に活動報告をしなければならない。その内容は次の通りとする。
 - ・活動内容および成果
 - ・補助金使途明細
- 2) 研究会の活動内容および成果については、関西支部より「学会誌」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

8. 研究会の解散または支援停止

- 1) 研究会の活動が終了した場合または研究会が支援を必要としなくなった場合、研究会の代表者は研究運営委員を通じてその旨を申請し、関西支部の承認を得て後研究会を解散または関西支部からの支援を停止することができる。
- 2) 次の事由による場合、支部長は研究会の解散または支援停止をすることができる。この場合、研究運営委員を通じてその旨研究会代表者に通知する。
 - ・研究会が目的とする活動を停止している場合、または申請した目的をはずれた活動をしている場合
 - ・補助金が目的以外に使用されている場合
 - ・学会並びに関西支部に対し不利益を与えた場合

海外出張時諸経費負担に関する内規

2005年7月22日運営委員会承認

1. 海外の学協会からの招待により、関西支部を代表して支部長またはその代理人がその会に出席して、挨拶あるいは講演等をする場合には出張諸経費を関西支部が負担することができる。出張諸経費とはその出張に要する経費から、招待側、または本人以外の者が負担する経費を除いた残りを言う。
2. 招待側、その他からの経費負担がなく、また関西支部を代表しての講演等はないが両学会の友好関係増進のため招待に応じる場合、出張諸経費の一部を関西支部が負担することができる。但し、出席する場

合、運営委員会の承認を得るものとする。

支部講演会ポスターセッションに関する内規

2007年9月12日運営委員会承認

1. 支部講演会に併設して、支部講演会ポスターセッションを開催する。
2. 支部講演会ポスターセッションの発動・企画・立案は庶務運営委員が所掌する。
3. 支部講演会ポスターセッションにおける発表の中で、特に優秀なポスターを発表した学生員に関西支部支部長賞(奨励)を授与する。同賞は3件程度とし、最優秀(1件)及び優秀(2件程度)とする。
4. 関西支部支部長賞(奨励)の受賞者を選考するため授賞審査委員会を設ける。
5. 授賞審査委員長は支部長が指名し、授賞審査委員は授賞審査委員長が指名する。
6. 授賞審査委員長及び授賞審査委員は、運営委員会の議を経て、支部長が委嘱する。
7. 授賞審査委員長及び授賞審査委員の任期は同年開催の支部講演会終了時までとする。
8. 授賞審査委員会は、支部講演会ポスターセッションにおいて審査を行い、審査結果を庶務運営委員に報告する。
9. 庶務運営委員は、支部講演会ポスターセッション開催日に臨時庶務運営委員会を開催し、授賞審査委員会の審査結果に基づき受賞者を決定する。
10. 庶務運営委員は、受賞者氏名、所属、ポスタータイトルを運営委員会に報告する。
11. 各ポスターに対する審査結果は、支部講演会ポスターセッション終了後、各発表者に通知する。